

平成 27 年度

# 介護保険料 決定

平成 27 年度の市町村民税の課税状況が 6 月で確定したことに伴い、65 歳以上の人の平成 27 年度介護保険料（年額）が決定しました。

問合せ 長寿支援課 ☎32-1175



## 8月中旬頃に保険料のお知らせを発送します

介護保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の前年中の所得に対する市町村民税の課税状況により決定します。

保険料徴収のお知らせは、特別徴収（年金天引き）の人と普通徴収（口座振替）の人には、ハガキを送ります。普通徴収（納付書納付）の人には、封書で納付書を送付します。

## 65歳以上の人の保険料の納付方法

◆特別徴収（年金天引き）の人  
現在受給している年金の年額18万円以上の人は特別徴収となり、年金支給の際に保険料が差し引かれます。手続は

必要ありません。

年金の年額が18万円以上でも次のような場合は普通徴収になります。

- ・年度の途中で65歳になったとき
- ・年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ・年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき
- ・年度の初め（4月1日）の時点で年金を受けていなかったとき など

## ◆普通徴収の人

特別徴収の条件に当てはまらない人は普通徴収となり、市から送付する納付書で納期限までに納めていただきます。また、便利で安心な口座振替による納付もできます。

## 重要

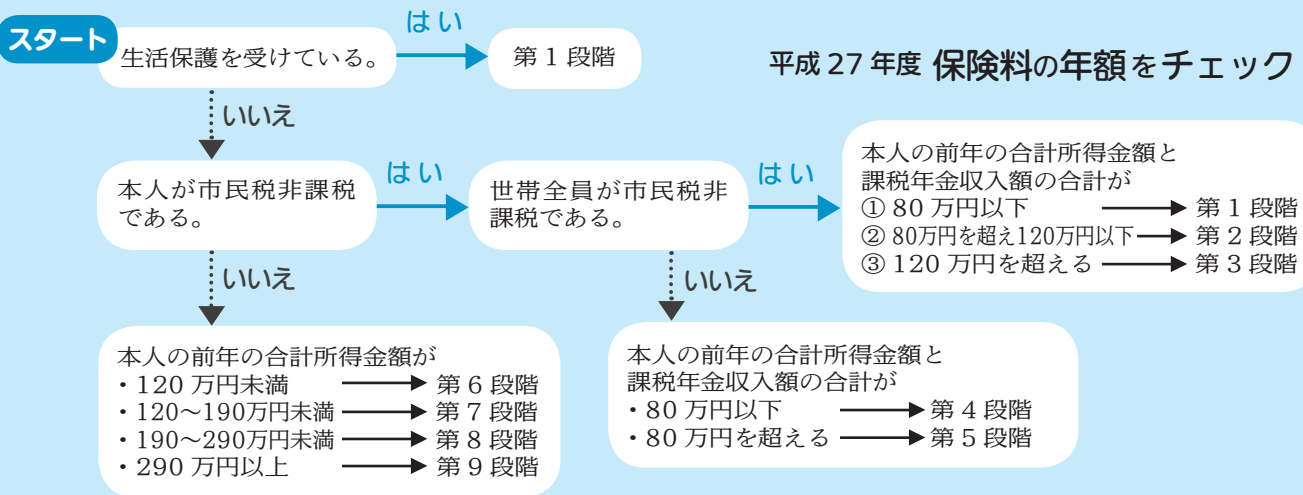
平成 28 年度からは特別徴収（年金天引き）の人の**仮徴収通知を廃止**します

平成 28 年 4 月と 6 月の仮徴収額については、平成 28 年 2 月分の金額と同額となりますので、平成 28 年 4 月の仮徴収通知書の発送は廃止させていただきます。

※保険料が確定した毎年 8 月には、次年度の 6 月までの介護保険料をお知らせします。

※普通徴収の人はこれまでと同様、4 月（仮算定額）、8 月（本算定額）の年 2 回お知らせします。

※所得変更などにより、保険料が変更となった場合は、その都度通知します。



所得段階	算定方法 基準額(年額)×保険料率	年間保険料額
第 1 段階	69,600 円× 0.45	31,300 円
第 2 段階	69,600 円× 0.75	52,200 円
第 3 段階	69,600 円× 0.75	52,200 円
第 4 段階	69,600 円× 0.9	62,600 円
第 5 段階	基準額(年額) 69,600 円	69,600 円

所得段階	算定方法 基準額(年額)×保険料率	年間保険料額
第 6 段階	69,600 円× 1.2	83,500 円
第 7 段階	69,600 円× 1.3	90,500 円
第 8 段階	69,600 円× 1.5	104,400 円
第 9 段階	69,600 円× 1.7	118,300 円